



# 兵 肢 協 会 報

発 行 所

〒651-0062  
神戸市中央区坂口通2丁目1-1  
兵庫県福祉センター内

兵庫県肢体不自由児者協会

T E L 078-241-9907  
F A X 078-241-9908  
E-mail:hyoshikyo@nifty.com  
URL:<http://hyoshikyo.doooo.jp>



一般財団法人  
兵庫県肢体不自由児者協会 評議員  
**岩 崎 康 宏**

## 兵庫県肢体不自由児者協会へ期待すること

私は、平成28年5月25日より兵庫県肢体不自由児者協会(兵肢協)より委嘱状を賜り評議員としてお世話になつております。その年に兵庫県肢体不自由特別支援学校P-TA連絡協議会(県肢P連)の会長になり、3月の会長引継ぎで県肢P連会長より、「兵肢協の評議員どうの大役が、県肢P連会長枠でありますので次年度は、宜しくお願いします」と引き継ぎを受け兵肢協の役員としてのお付き合いが始まりました。兵肢協の総会で鄭理事長より委嘱状を受け新評議員の一言挨拶で「何をすればよいのだろう」と聞かでしまった事を今でも鮮明に覚えています。県肢P連では、資料には記載されていませんが、兵肢協の評議員がスキームとなつていて、1年交代となつたのです。今後、県肢P連の会長を引き受ける方は、心の準備をしておくようお薦めいたします。

ところで、私事で大変恐縮ではございますが、評議員になつて兵肢協の歴史を迎る。昭和34年に、神戸市に設立され、県下の肢体不自由児者の更生・療育相談をはじめ様々な事業を、50数年間継続してこられた素晴らしい協会である事に感銘を受け、1年ではなく可能な限り在籍させていただきたいと思ひ、長谷事務局長へ評議員の委嘱期間満了までを希望しました。その後、県肢P連では、新会長が評議員となり2年連続で兵肢協の役員を継続する事となり、現在は県肢P連関連での役員が3名在籍となつています。次に、私の記憶と目標の紹介をさせていただきます。まず私の記憶には小学5年生の頃、担任の先生が「手足の不自由な方が書いた絵葉書やアーリーの販売があります」と紹介され私は、ビール製の袋(青地)に白で帆船が描かれていた(を親に相談して貰つてもらった記憶があります。その時は困つていふ人を助けようと何人かの友達と貰つたので、兵肢協の事業だつたのかは覚えていません。今ではこの活動は兵肢協だつたと信じていますが、間違つていたら申し訳ございません。どなたか青地に白で帆船が描かれていたのをご存知の方は情報提供をお願いします。次に、私の目標ですが評議員になり、出来る事をするしかないと感じ、

- ・兵肢協に早く慣れる
- ・役員会や行事等はなるべく出席する
- ・出来る限り評議員は続ける
- (委嘱期間は平成32年の評議員会まで)

を目標としていましたが、この3年間、何をしてきたのやりと思つ事が多かつた事を反省しております。

そして、平成から令和へと年号も変わり、私たちの子どもを取り巻く社会情勢や環境も変化がありました。こうした状況の中で兵肢協役員会では、賛助会員数・青年グループ会員が減少傾向にあることが大きな課題として取り上げられるようになつてきました。その理由として、賛助会員様がお亡くなりになられる、高齢のため会員を辞退される、昨今の経済状況の厳しさにより新規賛助会員の確保の難しさが考えられます。

また、青年グループ会員に関しては、青年会員やその保護者の高齢化により、施設に入所する等により兵肢協の催しに参加が難しくなつてゐるなどが減少傾向の理由として考えられます。私の居住地の姫路市でも医療型の入所施設ができ、生活介護や訪問看護・訪問リハ等などの事業者の増加により、在宅での困り感も減少傾向にあると感じています。

今後、新規の青年グループ会員を募る事に関しては、学校在学期間中での兵肢協のPR活動(各学校を訪問など)も重要であり、それが卒業後の青年グループの会員数に繋がる所思いますが、医療的支援が必要な重度の肢体不自由児者が増加傾向にある中で、兵肢協の催しの工夫も大きな課題であるとも感じております。

この度の会報で、タイトルに「兵肢協へ期待する」と書いておりますが、私のこれらの活動が、少しでも皆さんのお役に立てる所を考え直す機会を与えたるとも思つてます。そして兵肢協が肢体不自由児者やその家族にとって、末長く楽しく暮らして行く為の心の拠所であり続け、兵肢協のますますの発展を心より祈念申し上げます。

## 肢体不自由児者協会は

肢体不自由児者の愛護思想の普及、療育等に関し必要な事業を行い、肢体不自由児者の福祉の増進を図ることを目的とし、そのため、そのために、  
一 肢体不自由児者の愛護思想の普及  
二 肢体不自由児者の療育相談及び更生相談  
三 肢体不自由児者の教育の援護  
四 肢体不自由児者の激励慰安  
五 肢体不自由児者に関する刊行物等の発行及び斡旋  
六 肢体不自由児者の福祉に関する調査及び研究  
日本肢体不自由児協会及び関係諸団体との連絡

などを行っています。